

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十第

行發日一月九年十正大

論叢

給付能力原則の適用

法學博士 神戸 正雄

農業勞働問題

法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

時論

我國の地方税を論ず

法學博士 小川郷太郎

說苑

八時間勞働制の沿革

法學博士 山本美越乃

小學教育費の研究

經濟學士 小山田小七

井リヤム・タムスンの分配論

經濟學士 堀 經夫

雜錄

住居統計概説

法學博士 財部 靜治

伯林に於ける乳兒死亡率

法學士 汐見 三郎

戰後英吉利の經濟狀態

法學士 小島昌太郎

日英米の海軍協定

法學士 小島昌太郎

農業労働問題 (三)

河田 嗣 郎

二 農業労働問題の主要素

(イ) 農業労働の不平均

農業労働問題は廣き意味に於ける労働問題の一方面たるに過ぎぬが、然し農業といふ業務にはまたそれ特有の性質の備はれるものがあるが爲めに、その労働にも從て特殊の性質の致ふべきあり問題として之を講究するに就いては、一般的なる労働問題としての意義と此の特殊なる性質より來る意義とに關して、悉細の研究を試むる所がなくてはならぬ。此の意味に於て茲に、農業労働問題なるものを形造る主たる諸要素に就いて、換言すれば、農業労働問題といふ一の纏れる問題を造り成すが上の基礎となる諸事情と諸關係とに就いて、少しく詳かに攷察を試むることとする。それに就いて先づ攷ふべきことは、農業労働がその本來の性質として季節的に頗る不平均なるものたること、この特殊の性質より來る諸事情と諸關係とこれである。

農業労働が季節に依り繁閑頗る不平均なることは、誰しも之を知る事實であるが、農業労働は

畜に四季の差に依つて繁閑あるばかりではなく、日々の労働といへども、天氣模様によりて影響せられる所多く、平日的に行はれ難いものである。此事は技術的理由によることで、經營者に取つても都合よからぬことであるし、又労働者に取つても甚だ具合の悪いことである。即ち經營者は労働をば、然るべく按排してその能率を發揮せしめ、労働の効果を大ならしむることに困難を感じるのみならず、繁忙期に際して労働の供給不足に苦む所が少くない。現今一般的に農業労働の供給不足の事實があつて、その爲めに、種々の問題が表はれて來たが、併しその供給不足といふ事實は、決して一年中を平均して表はれて來る現象ではない。農閑期に於ては、労働の供給は決して不足せなければかりではなく、却つて需要に對して過剰を告ぐる状態に在るに拘らず、農繁期に於ては、俄かに需要の増加する結果として、供給これに釣合ふを得ないで、大いなる供給不足の現象を生ずるものとする。従て問題は實に季節的問題なのである。

然るに又労働者に取つては、労働が不平均なることの爲めに被る苦痛は更に一層多大ならざるを得ない。その生活は之が爲めに安定を得ないで、段々に都會に向つて農村を見捨て去る傾向を強からしめる。而して農業労働者は、その労働需要の不平均なるが爲めに、單純なる雇傭労働者としては、立行き難き事情多く、一面小規模の小作人たる者や、小所有地の自作を爲す者やが、その仕事の暇々に雇傭労働に従事するか、然らざれば農業以外他に職業を有する者が、やはりそ

の仕事の暇に農業雇傭労働に従ふこととなるの風が段々出来上つて來て居る。

惟ふに一面小自作農たり小作人たる者が同時に雇傭労働者たるの風は、我國のやうな小農經營の廣く行はれる國に於ては、多く之を見る所で、然かもそれは決して農業として不健全な状態と謂ふことは出来ぬ。寧ろ單純なる雇傭労働者の多いよりも、此種の労働者の多からむことは、望ましい所とせなければならぬ。然るに、農業以外の職業を持てる者、特にその女子が、農繁期に當つて雇傭農業労働に従事するの風は、決して農業に取つて好ましい状態とは謂ひ難い。農業といふ業務と、之に與はる人々との間の、親密なる關係は之が爲めに傷けられ、農業全般としての健全性を多少ともに害せらるゝこととなるを避け難い。

此の農業労働の不平均といふ事實は、從て又之を國民經濟上及び社會政策上の立場より見るも甚だ好ましからざる種々の結果を齎すこととなるを免れぬ。或時期には力の及ばぬほど繁忙で、又或時期には殆んど多く爲すべき労働も無いといふやうな状態は、労働價値をして十分に發揮せしむる所以に非ざること、言を俟たざる所で、平均的に労働の行はるゝ場合に比し、國民經濟上の大いなる損失たることを謂ひ得る。そして農繁期に雇傭労働の供給が不足するに於ては、自ら女子及び年少者の労働が、過度に用ゐらるゝこととなるを免れ難く、その爲めに、保健上や教育上等に於て、社會政策的に好ましからざる結果を生ずるに至るを常とする。さればとて社會政

策上の見地より、農繁期に於ける女子及び年少者の労働を制限するとか、又は一般的に労働時間を限定するとかいふことに就いては、一方に農産物特に食料品の生産政策上の必要といふことが顧慮せられなければならず、要するに、年中平均的に働く工業に於けると、全然同一様な規矩準繩を當倣めることは、必ずしも常に正當なりとすることが出来ぬ。¹⁹⁾

何れにしても、農業労働が季節的に不平均なる事實は、農業労働問題をして、經營上の問題としても、將又労働者側より見たる問題としても、甚だ困難なる問題たらしむる所以であつて、此の特異の性質は、問題攻究上、十分に考慮せられねばならぬ所に屬する。然らば農業労働の需要は、季節の異なるに依て、如何なる程度の不平均を示すかといふに、之に關しては、我國に於ては、全般的なる調査の未だ完全に行はれたるものなく、茲に之を的確に示すことが出来兼ねる。たゞ吾等は經驗的に初夏より晩秋に至るまでを農業上の夏として農繁期と見、冬季を農閑期と見、然かも植付及び刈入時期を以て最も繁忙なる時期とするに過ぎぬ。即ち普通米麥二毛作の行はるゝ地方に在つては、初夏に麥を刈取つて、その跡を耕耘して田を作り、一面苗代を造つて種を撒く頃から段々繁忙となり、水田の挿苗時期が最も忙がしく、其後引續きて夏期水田の草取りや水廻りや施肥の行はるゝ間は可也繁忙で、纏て初秋の刈入時期は又俄かに忙しくなり、晩秋に至るまで收穫物の打禾や穀摺を爲して之を貯藏し、他方又水田を乾かして之を耕耘し麥播きを終るまで

19) Dr. H. K. Zessner-Spitzenberg, Einführung in die Landarbeiterfrage, S. 29 fg.

は、やはり可也繁忙である。養蠶の盛に行はるゝ地方に於ても、やはり春蠶時より夏秋蠶時に至るまで多忙なる次第で、冬期は一般的に農業の閑散なる時期とする。而して此の時期の相違に依る勞働の需要は、之を數字又は曲線にして示すに於ては、甚だ明瞭に其の變動の狀況を窺ふことが出来る筈で、其の變動の急激多端なることは、之を想像するに難からざる所とする。

尤も我國の如く氣候の差異國內の地方の異なるに依つて著しき所に在つては、頗る事情の相同じからざるものあることは、之を見遁してならぬ所に屬する。而して暖き地方に在ては大抵二毛作が行はれ、其の所謂夏期なるものも、右に示すが如く頗る長く、凡そ九ヶ月に及び、又稻の植付の如きも比較的長き日敷の間に之を行ふことが出来るから、其間の勞働の按排も比較的容易に行はれ得る。又暖き地方に在つて冬期といふは三ヶ月に過ぎず、然かも其間も尙ほ田圃の勞働があり、裏作の爲めに勞働を必要とせられるから、年内の勞働の不平均の狀態が寒國地方ほど著しくはない。然るに寒國地方に在つては、農業上の冬期は五ヶ月の長きに及び、その間には全く田畑に於ける勞働はなく、所謂夏期は七ヶ月ばかりのことで、稻の如きは努めて早稻が栽培せられ、植付も刈入も比較的短時日に急速に之を取行はなければならぬ。従て此等の地方に於ける農繁期と農閑期との間の勞働の不平均は暖國に比し更に著しく、植付時や刈入時に於ける勞働の按排には多くの困難あるを思はなくてはならぬ。特に冬期の閑散時に在つて、副業の多く行はるゝこと

なき所に於ける勞働者の困難の大なるべきことは、最も注目し値する次第である。

次に歐洲に在つても、夏期は農繁時期で冬期は農閑時期たるに變りはないが、其の繁閑の程度に至つては、固より國により、地方により、又作物の種類により、その經營の集約の程度に依り同一でない。

試にフォン、デア、ゴルツ氏が獨逸の農業に就いて其の地方に依り作物地帯を區別して、各々其の繁忙期と閑散期とを見定め、その各々に於ける勞働需要の相違を算出せるものを見ると、葡萄の栽培せられる地方は三月一日より十一月十五日に至るまでが繁忙期に當り、小麥地帯に在つては、三月二十五日より十月末までが農繁期で、ライ麥地帯に於ては、四月十六日より十月二十日までを以て繁忙期と見るべきことになつて居る。而して勞働者一人の實際勞働する一年中の日數は二百九十日平均と見るべきで(我國では平均的に先づ二百四五十日に過ぎないだらうと信せられて居る)今之を各作物地帯の繁忙期と閑散期とに割當て、見ると、左表のやうに之を區別することが出来ること説かれてある。²⁰⁾

	夏 期		冬 期	
	全日數	勞働日數	全日數	勞働日數
葡萄氣候地帯……………	二六〇	二〇七	一〇五	八三
小麥氣候地帯……………	二二二	一七五	一四四	一一五

20) von der Goltz. Handbuch der landwirtschaftlichen Betriebslehre. 4. Aufl. Berlin 1912. S. 311ff.

我國の狀態は、獨逸の狀態より直ちに之を推論することを許さぬが、右示す數字の如きも、取
て以て參考と爲すには足りる。

尙ほウイゴチレスキー教授が引用せる所は、甜菜栽培と牧地經營とに於ける労働需要の變動の
有様を、月別に示せるもので、之れ亦參考に供するに足りる。調査は百ヘクタール(約百町歩)に
要する労働延日數の二三年間平均である。²¹⁾

	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月
甜菜栽培	・五七・〇	・六七・三	・五四・五	・五七・七	・八二・八	・三三・二	・二七・四	・三〇・八	・三三・五	・四六・五	・六三・一	・六三・六
牧地經營	・二九・四	・二八・五	・二〇・六	・一五・一	・六七・九	・七九・五	・七六・三	・六六・二	・八六・二	・二六・五	・二三・五	・一四・〇

要するに右等の如き實狀より之を推すも、農業労働の不平均なる事實は、その一特性として之
を認めなければならぬ次第で、然かも此の特別の性質が、經營者にとつても、労働者にとつても
共に都合よろしからざるものたることは、實質的に農業労働問題を攷究するに就いて、先づ以て
十分注意されなければならぬ所に屬する。蓋し、次に論究すべき労働時間の長短、その制限に關
する問題や、労働賃金に關する諸問題やの如き、農業労働問題中の主要問題は、何れも此の特性
に依て影響せらるゝ所多く、之を顧慮することなくしては、研究は行はれ得べからざるものたる
からである。

21) Prof. Wygodzinski, Die Landarbeiterfrage in Deutschland. Tüb. 1917. S. 11.

□ 労働時間の問題

農業に於ける労働は、元來不規則なるものたるが故に、その労働時間の如きも、之を工場工業の労働に於けるが如くに劃一的に限定し難い。即ち植付けの時期や收穫の時期に當つては、労働は短時日の間に極端に集約に行はれなければならぬ必要がある。又家畜の手入れの如きも、家畜は使役に先立つて之を飼ひ、使役を終れば又之を飼はなければならぬのみならず、その身體の掃除もしてやらなければならぬ。又搾乳の如きに至つては、早朝之を行ふ必要がある。總べて斯かる労働は、一日何時間労働で、朝は何時より午後何時までといふ風に器械的には行はれ難い性質のものとする。

それに又農業労働は、天候の影響を被る所大なるが爲めに、折角しかけた労働も雨や雪の爲めに休まなければならず、それが晴るれば休むだ間の労働を急速に取返さなければならぬ。又霜に對して果樹を保護するが如き労働に至つては、例へば米國加州の蜜柑畑などに於て之を見るやうに、警報に依て眞夜中と雖も、急に働く必要があつて、まるで消防夫の仕事に似たやうな労働をせなければならぬ。我國水田の夏期の水廻りや出水の際の防備や害虫發生時の労働の如きも、之に似たものである。そんな有様なるが爲めに、労働は目の廻るほど忙がしいかと思へば、又不本意ながら爲すこともなく休まなければならず、又取掛つた労働や、しかけた労働を急に變じて他

の勞働を行ふを餘儀なくせられる。然し此の不規則は、農業といふ業務が自然的の業務たる性質上よりして、技術的に止むを得ざる所なりとする。之を社會政策的の見地よりして、時間に於て劃一的に限定することは、或程度以上は、所詮無理なこと、謂はねばならぬ。

例へば劃一的に一日八時間勞働制を布き、女子と年少者との夜間勞働を絶對的に禁止するといふが如きことは、全く實行不可能とはいへぬけれども、その實行上には、隨分種々なる困難の伴ふべきを思はなければならぬ。工場勞働は機械の働と共に行はれ、建物内に閉ぢ込められたる不健康勞働たるものが多いが、農業勞働に至つては、頗る自然的勞働なるが爲めに、自然に依て自然的に導かれ、之に委かせて置いても、目に餘るほどの勞働時間上の弊害は出て來ない。尤も一口に農業といつても、農産製造業の如きに至つては、その性質が工業たるに近いものであるからその勞働に關しては、工場勞働に於けると同様なる規律の行はれ得べき餘地が多い。

又一般的に之を見て、農業に於ける勞働は、たゞ器械的にある定められたる時間だけ働けばそれでよいといふ風には、行き兼ねるものである。勞働者が誠實なる心と業務に對する興味とを以て、勞働を爲すに於て甫めて、その勞働の活き效果の表はるゝ種類のものが多い。最も數多き農業勞働の種類の中には、器械的な勞働も隨分有るけれども、然し一般の傾向として漸次益々器械的の勞働たらんとする現時の工場勞働に比し、農業勞働は、その勞働の結果が、勞働者の誠實興

味等に依頼する所多きことは、之を否み難い。即ち植物の栽培手入、家畜の飼育のやうな仕事は労働者に誠實の心なく、たゞある時間だけ器械的のことをして済ますやうな風であつては、到底労働の効果を擧げることが出来ぬ。而してその労働は不斷の注意を必要とし、労働時間内だから労働時間外だからといふことには關係なく、常に之に注意を拂ふを必要とする。一寸した不注意や懈怠の爲めに、それ迄に行はれた労働をして、全然徒勞に歸せしむることは、屢々之を見る所である。

その代り労働者は、労働をばやゝ自主的に取行ふことが出来る。人の監督を受けて人に方寸を授けられてするのではなく、自己の考に依て獨立に自由に選擇決定して事を行ふことが出来る。従て労働に伴ふ面白味もあるわけで、又此の面白味が感ぜられるに依て労働は効果を擧ぐる事が出来、兩々相俟つて、農業労働の特性を形造る次第である。此點は實に農業労働が手工に似たる所であつて、その労働は労働者の人格と離るべからざる關係を有し、全人格の力を没投するに依て甫めて労働として有效なるものたるを得る。さればこそ農業労働には、時間を限定しこれに對する賃金の支拂はるゝよりも、出來高に應じて賃金の支拂はるゝを以て適當と爲す場合の多い次第である。即ち労働がその効果を待つて甫めて労働として價値を有し得る性質のものが多からることである。

茲に於てか、農業労働に對しては、工場労働に於けるやうな、劃一的な嚴重な、労働時間の制限は、その實行困難で又その効果も薄いものとならざるを得ない。從てその時間制限はたゞ正常的なる標準を與へるといふ意味が強く、必ず之を強制實行すべしといふ意味がやゝ弱くなり勝である。同時に又その時間制限には、時間拂制に於ける勞賃算定の標準を爲す意味が多く含まれ、その標準以上の長時間の労働に對しては、一時間毎に標準勞賃率に對し一定歩合づゝの割増勞賃を支拂ふこととする意味のものとなり易い。又その労働時間の制限が、年中の季節に依りて別々に定められ、各期毎に標準労働時間又は強制時間を定むることとなるが例である。²²⁾

けれども翻て之を放ふれば、現今工業といはず農業といはず、その他一般的に労働に關して時間制限が必要とせられ、労働者側よりその要求の頻りに行はれる所以のものは、たゞ労働が健康に害があるからとか、その時間が長過ぎて身神の疲勞を來すからとか、乃至はたゞ労働時間を短くして情けたいからとかいふだけのことでは決してない。過長時間の労働より生ずる弊害を避けんとする意味も時間制限の要求中には、固より多く含まれて居るけれども、それと同時に、労働の時間を短くし、可也多くの暇な時間を與へられんことに對する要求が、含まれて居ることを見越してはならぬ。即ち今の労働者は文明人として文明人らしき生活をせなければならぬ。然るにたゞ眠ると食ふと労働するだけで時間が總て用盡され、餘暇なるものが與へられないでは、

22) Zessner Spitzenberg, a. a. O. S. 44fg.

たゞ器械的の生活しか爲し得られないで、とても文明人らしい教養を積み、智能を琢き、趣味を向上し、以て快適なる生活と向上の道とを見出すことは出来ぬ。どうしても一日の中に一定時間の餘暇があつて、之を以て教養休息反省精進の機會を與へなければならぬ。斯るが故に暇を與へよその爲めに労働時間を制限せよといふのが、即ち現今に於ける労働制限の半面の意義である。

此の餘暇に對する要求といふ意味が含まれたればこそ、時間制限は、之を工場労働に對しても劃一的に行ふ理由あることとなる次第で、然らざる限り例へば八時間労働制といふが如き劃一的制限は、工場労働に對してもやゝ不條理のものとなるを免れぬ。何となれば、たとへ何程工場労働が器械的の労働であらうとも、一口に工場労働といふものの中には、千差萬別の労働の種類ある次第だから、時間制限が、たゞ疲労を避け不健康的なる労働の苦痛を免れしめるといふやうなことだけの理由に依て行はるゝものならば、その制限は、一々の労働種類に就き、その時間制限の程度を一々見極めて、その必要に應じて行はなければならぬ筈で、疲労の程度その他労働有害の程度が、工業労働の種類に依つて相同じからざる限り、之に對して劃一的なる時間制限の行はれるは、理窟に合はぬこととなるからである。されば論者中には現に、時間制限の問題を、たゞ工場労働の疲労救済其他の意味の方面のみより見て、劃一的規律に反對を唱ふる人すらあるほどである。

併し現今の正しき理論としては、労働時間制限の必要は、之を労働に伴ふ苦痛弊害等を避くるといふ消極的理由と、労働者に餘暇を與ふるといふ積極的理由との両方面が併せ考へられねばならぬ。として見れば、今農業労働に關しても、たゞその労働が餘り健康に有害ならずとか、その労働の性質が技術的に嚴重なる時間制限に適せずとか、その労働が自主的に行はれ得て労働者に苦痛を與ふる所大ならずとかいふだけの理由で以て、その制限の不必要を唱ふるわけには行かぬのである。固より此等の事情は十分考慮中に置かなければならぬが、それと同時にやはり又労働者に餘暇を與ふるといふ方面の理由が、併せ考へられなければならぬ。工業労働者が文明人らしき生活の爲めに餘暇を必要とするが如く、農業労働者も之れと同様に文明人らしき生活を爲す要求を有し、又その爲めに餘暇の必要を感じる次第だから、此の意味に於て工業労働者に對して労働時間制限の必要あらば、農業労働者に對しても同様にその必要がある。否實に工業といはずは農業といはず、あらゆる種類の労働に對してその必要あるものとする。

唯併し乍ら、労働時間制限の問題が、右述の如くその消極的理由と積極的理由とよりして成立つものなりとせば、農業労働の性質より來る所の、上に縷々論示せる所の諸事情は必ずや十分に顧慮せらるべきであつて、之が顧慮の行はるゝ限り、その制限に關する規律が、工場労働に於けると、やゝ面目を異にすべきものあることは、之を認めなければならぬ。

即ち先づ農業労働は季節的に甚だ不平均なる性質を有するものたる點を顧慮するに於ては、その労働時間制限は、普通工場労働に對するが如く、一年中を通じ平均劃一的に例へば一日八時間制となすが如きを適當とせないこととなる。さればとて、その制限を一年内に於て例へば二千五百時間と定むるといふが如き制度も、農業労働者が悉く年中を通じて雇傭さるゝものにあらざる限り、即ち或季節に於てのみ、或はたゞ日々の雇傭として隨時必要に應じて雇傭せらるゝものたる限り、實行上甚だ效果薄きこととなつてしまふ。されば農業労働に於ける時間制限は、決極どうしても季節的に之を定め、年内を幾つかの季節に分ち、その季節毎に之に對する最長労働時間の限定を爲すといふことにする外はないのである。而してその制限の長短は、各季節に於ける農業繁閑の程度を見計つて定められることとなるは勿論の義であるから、斯くすれば、雇主に取つても都合よきこととなり、労働者亦農業労働者たる限り、之を不條理とは考へないのである。

次に農業労働はその性質上天候その他の事情に依り限定されたる標準時間以上の長時間労働を爲すの必要に迫らるゝことは、免れ難き所なれば、その必要の爲めに、或季節を限り、又は一年内隨時に、一定時間數の超過労働を認むることとするは、實に制度として已むを得ざる所に屬する。而して此の超過労働の許さるべき日數を限定して、その一日の超過時間は例へば一日二時間といふ風に之を一定するか、それとも日數も一日の超過時間數も之を限定せず、たゞ總超過時間

數だけを限定して、必要に応じて行はしむることゝなすかも、制度としては別ち致へられる。雇主の利便よりいへば、たゞ時間數だけ制限されて一日の超過時間數に制限なきを便利とすべきであるが、労働者の利益と制度の精神とより之をいへば、一日の超過時數の限定されたるを以て優れりとすべきを疑ふことが出來ぬ。

總て斯くの如き考慮よりして、農業労働に對する時間制限は、先づ之を季節に分ち行ふこと、標準制限以上一定限度の超過労働を許すべきこととするは、洵に止むを得ざる所とせなければならぬ。然し尙ほ殘る問題は、同じく季節を分つにしても、限定されたる標準労働時間、季節の區別には關係なく、年中を通じて之を一定し、例へば一日八時間制と爲し、たゞ季節により時の必要に應じて一定限度内の超過労働を許すことゝすべきか、それとも、各季節毎に豫めその必要を見計つて、其の標準限定時間を異にし、然かも尙ほ、或季節に對しては一定限度内の超過労働を認むることにするか、乃至は又、季節に依り標準限定時間は別々に之を定め、たゞ超過労働だけは一定日數又は一定總時間數を限りて年中隨時に必要な時に之を許すこととするかといふ制度の定め方に關する問題之である。

惟ふに此等の制度上の問題は、國々の事情により最もよく之に適するやうに之を定むべきものなりと論斷するの外はない。理論上は制度の精神を最もよく發揮し、然かも同時に最もよく國々

又は地方々々の實際事情に適合せる制度を立つるを以て可とすると言ひ得るに過ぎぬ。然し假りに我國の事情に照して之を致へてみると、我國のやうに、寒帯より熱帯に跨れる領土を有し、從て作物の種類、農業の組織等地方々々に依つて頗る面目を同うせざる状態を有し、農繁期農閑期の區別も一律には言ひ難く、要するに地方に依つて農業の實狀の甚しく相違せる國柄に在つては、法規を以て制度としてあまり窮窟なる限定を爲すことは、許されざる所に屬する。それは技術的に實行不可能であるし、又可能なる限度のものとなすも實效の擧がり難いものとなる恐がある。全國に涉る制度としては、恐らくは、年中を通じて一日標準労働何時間と定め、一年内に於て一定日數又は一定總時間數の超過労働の行はるゝを許すことゝするといふが如きを以て、最も妥當なるものと爲すであらう。

次に、労働時間制限の問題を講究するに就いて併せ致ふべきは休日に関する事之れである。歐米諸國に在つては、日曜日に労働を休む習慣は一般的となつて居るから、農業に於ても日曜日休日に關しては殆んど問題となるべきほどのものがない。そして日曜以外の休日に至つては、宗教の異なるに依つて少からざる差異あり、新教と舊教と異なるに從ひ國を異にすれば勿論のこと、同一國內に在つても休日の数に相違がある。言ふ迄もなく舊教徒の間には休日が多い。

されば歐米に在つて農業労働時間の制限を規定するとなれば、やはり工業労働に於けると同じ

や弊に、例へば一日八時間一週四十八時間といふ風に制規を定むることとなる。

然るに我國に在つては、一般的に日曜休業の習慣がなく、都會の職人の間には朔日十五日を休む習慣はあるけれども、農業にはそんな常規的な習慣も少く、たゞ盆正月や、田植後や刈入後や其他神社佛閣の祭禮日や供養日に業を休むに過ぎぬ。概して労働休業共に不規則なのが其の實状である。従て労働制限の問題に關しても、歐米に於て問題ならざる此の定休日に関する問題が我國に於ては相當に困難なる問題たるべきを思はなくてはならぬ。

最後に、農業に於ける労働時間制限に關する諸國の實例を窺つて見る。

獨逸に在つては、從來工業労働者に對する社會政策的施設が早くより行はれたるに反し、農業労働者に對しては、比較的保守的な待遇が與へられ、彼の下男規定ガシネ、カケスシクの如き封建的な束縛規定すら或聯邦内には依然として效力を保持して來たが、革命政府は總べて此等を廢止し、労働時間に對しても、制限を設くることゝなつた。即ち一九一九年一月二十四日に公にされたる農業労働制規シドク、ヤクツ、ドストンに依つて、一年を三期に區分し、其の第一の四ヶ月間に於ては平均八時間、其の第二の四ヶ月間に於ては平均十時間、その第三の四ヶ月間に於ては平均十一時間と定め、その以上の超過時間に對しては特別の賃金率を定むべきものとした。而して實行上の解釋としては、例へば平均八時間と定められたる四ヶ月間に於ては、就中二ヶ月間は九時間とし、他の二ヶ月間は七時間とするこ

とも許され、平均八時間となればよいとせられる。而して又労働者が雇主の農場より労働の場所に往復する時間は、制限時間中に加へて計算すべきものとし、労働中の休息、労働用家畜が飼料を食する時間等は、制限時間中に加算せざるものとなつて居る。尙又この制限時間以外の労働は之を許さぬのではなく、たゞその超過時間の労働に對して、割増賃金を支拂ふべきものとせられたること、前述の如くなるを忘れてはならぬ。從て此の制限は絶對的の労働制限ではなく、所謂正常労働時間を定めたるものたるに過ぎぬ。²³⁾

次にチエコ、スロヴオキアは一九一八年十二月の法律を以て、日傭、週傭、月傭等の農業労働者の労働時間は一日八時間或は一週四十八時間を超過すべからざるものと定めた。但し四週間に就き百九十二時間を超へざる限りに於ては、右の制限を變更し得べきものとせられて居る。尙は不可抗力、不時の出來事、公共の利益、その他緊急の必要ある場合には、地方官廳は一ケ年内に四週間一日二時間を超へざる範圍内に於て、労働時間の増加を許可するを得べきものとせられてある。そして總べて制限標準時間外の労働は一ケ年二十週間又は二百四十時間を超過すべからざるものとする。又深夜業即ち午後十時より午前五時に至る間の労働は、仕事が晝間に完全に終了せざりし場合に限り許さるゝものとなつて居る。²⁴⁾

次に伊太利に在つては、一九一九年三月中に農業雇主側と労働者側と屢次會議して終に日傭労働者の労働時間を一日八時間と定め、止むを得ざる場合には割増賃金の下に超過労働を爲すを得

23) Dr. Mendelson, Der gegenwertige Stand der Landarbeiterfrage, Berlin 1919, S. 12ff.

24) 同上

る旨を議決した。而して又同國の、農工商業に通じ適用さるべき労働時間制限に關する法案は、やはり一日八時間一週四十八時間制を採り、季節的緊急の事情に依りその必要ある時は、此の制限を超過するを得るものとし、この超過労働は一日二時間若くは一週十二時間を超ゆべからざるものと定め、超過労働に對しては、普通賃金率の十二割五分を下らざる率を以て、賃金を支拂ふべきものとして居る。²⁵⁾

尙ほ英國に在つては、一般的なる農業労働制限規定は設けられて居らぬが、穀物生産法に據り賃金局の決定する最低賃金の標準となる労働時間は、イングランド及ウエールズに於ては、成年男子夏期一週五十時間冬期一週四十八時間となつて居る。愛蘭に於ては季節に拘らず一週五十四時間である。佛蘭西に在つてはまた十分なる決定を見るに至らない。²⁶⁾

諸國の實例は、大様に示す通りであるが、獨逸其他の決定せる規律に就いて之を見るも、その労働制限は尙ほ未だ標準的労働時間を規定せるに過ぎないで、謂はゞ賃金算定の基礎となるべき正常的標準労働時間を定めたるに過ぎざる嫌あることは、見遁すべからざる所に屬する。然るに今や要求せらるゝ所は、更に一步を進めて、労働者に餘暇を與へるといふ意味に於て、眞實の労働制限の設けられんことに存する。然し此要求が農業に於ても容れられ得べきや否や。現に第三回國際労働會議には、此に關する問題も議題となつて居るが、如何なる議決を見るに至るか。その決議と議事の間に表はるゝ多くの意見とは、此の問題の研究上には、大いに参考となる所があり得るであらう。(未完)

25) 農務局調査
26) 同 上